

平成27年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名等	課題・要望内容	回答	担当G
登別温泉地区	1 登別温泉湯の花町内会	市道、側溝ふたの補修11カ所 ①さざり湯裏通り車道の補修 ②万世閣方面の歩道及び車道のインターロッキングの補修 ③ファッションハウスみづい前の階段の補修 ④室蘭信用金庫登別温泉支店前のグレーチング蓋のゆがみ	①部分的な舗装補修にて対応しました。 ②万世閣前の歩道部分のインターロッキングの陥没については修繕にて対応しました。車道についても施工時期等を協議して補修します。 ③階段ブロックを修繕にて対応しました。 ④グレーチングの歪んだ部分を修繕にて対応しました。	土木・公園G
	登別温泉紅葉谷町内会	1 中登別町219-36住宅前道路の凹凸解消	舗装の摺付により補修しました。なお、将来的に道路改修が必要と考えておりますが、当市の財政状況等の理由から、当面の対応として、必要に応じて舗装のパッチング補修等、随時検討してまいりますので、よろしくお願いたします。	土木・公園G
	登別温泉紅葉谷町内会	2 中登別町219-72住宅前道路の凹凸解消	縁石の交換及び舗装の摺付により補修しました	土木・公園G
	登別温泉紅葉谷町内会	3 中登別町218-60道路の凹凸解消、側溝ふたの補修	側溝蓋を元の状態に戻し対応しました。	土木・公園G
	登別温泉紅葉谷町内会	4 中登別町218-63道路のガードレール修繕	当該のガードレールについて用地境界を調べた結果、道路の用地内にあると確認しました。このことから、北海道に要望を連絡したところ、北海道より『当レールは旧道部分に残る施設であり、現道を通行する車に対して交通安全上不要であるため、補修することは困難です。また、破損しているため美観上問題があるのであれば、撤去するのは可能です。』との回答を受けました。市としましては、旧道部の施設となるため、補修は難しいものと考えます。もし、撤去を要望されるのであれば、ご連絡をお願いします。	都市政策G
3	登別東町一町会	1 メルヘン通りの改修（車道の凹凸、街路灯の老朽化）	・二次改修の計画及び車道の凹凸について 現時点では、メルヘン通りの二次補修は計画しておりません。 なお、登別東町1丁目17番地15住宅前のインターロッキング舗装の水溜りが特にひどい部分については、修繕にて対応する予定であります。 ・街路灯の老朽化について 平成25年度に市内の照明灯を一斉点検し、緊急性のある照明灯については早急に修繕にて対応したところでありますが、今後定期的に点検を行い、状況に応じて修繕及び改修を行っていく予定であります。	土木・公園G
	登別東町一町会	2 JR登別駅前広場の整備	JR登別駅前広場については、当駅を利用する歩行者、自転車、バス、タクシーなどの交通が輻輳し、交通結節点としての機能が低下していることから、室蘭地方総合開発期成会等に対し、今年度についても引き続き整備の要望を行って参ります。 ただ、当地区が観光・温泉の玄関口であるということも考慮すれば、駅周辺地区全体の機能を捉えた中で駅前広場を整備する必要があると考えております。 なお、駅前広場等におけるJR北海道、北海道及び登別市の土地及び管理区分等については、今後、図面等の資料が整った段階で、お示しして行きたいと存じます。	都市政策G
	登別東町一町会	3 登別ビーチパーク内の樹木の剪定	登別ビーチパーク前庭ゾーン『マリンパーク（都市公園内）』の樹木の中には枝が伸び、園内照明の妨げとなっているものや、民地へ枝が張り出しているものがありましたので、本年6月に剪定を行い、これらの状況を改善しております。	土木・公園G
4	登別東町第三町会	1 登別温泉通への横断歩道の新設	本件について、札幌方面室蘭警察署へ照会し、次のとおり回答がありましたため、横断歩道の新設については難しいものと考えます。 以下、札幌方面室蘭警察署からの回答です。 『要望の場所での横断歩道の設置については、当該要望場所の前後に横断歩道が設置されており、同所を利用していただきたい。信号機、横断歩道等の設置については、車両の交通流、事故発生状況及び既存の横断歩道の位置等の状況により設置しています。現在の道路状況では、横断歩道の設置は難しいと考えます。』	市民サービスG
	登別東町第三町会	2 登別東町3丁目12-36住宅付近の市道の凹凸補修		土木・公園G
	登別東町第三町会	3 登別東町4丁目44-1住宅付近の市道の凹凸補修	N02及びN05の路線については、将来的に改修の必要と路線と考えておりますが、現在の市内での道路改修への要望が多いため、当面は必要に応じて砂利の補足や舗装のパッチング、土のう等に対応したいと考えておりますので、ご理解願います。 また、当市の財政事情から同一町内会からの要望を同一時期に複数箇所実施することが難しい事情であることから、要望されている箇所について、町内会で示されたN02、N05の順番で、順次、市道舗装排水整備事業計画に取り入れ予算要求してまいります。 N03及びN04の箇所については、舗装の摺付により補修しました。	土木・公園G
	登別東町第三町会	4 登別東町4丁目43-1住宅付近の市道の凹凸補修		土木・公園G
	登別東町第三町会	5 登別東町4丁目住宅付近の市道の舗装		土木・公園G
5	登別東町第4町会	1 登別東町4丁目24-6付近市道への交通安全看板の設置、道路への注意喚起文（徐行）白ベンキ塗布	《回答》（担当：市民サービスグループ） 本件については、町会長と協議し、「危険 スピードダウン」の交通安全看板を7月3日（金）に貸し出ししております。なお、看板につきましては、町内会の責任において設置するようお願いいたします。 《回答》（担当：土木・公園グループ） ホームセンターの開設により当該路線の交通量が増え、幅員が狭狭となる区間での交通事故等が懸念されるとのことから、「徐行」などの路面表示ができないかとのことでしたが、当市では一般的な生活道路に路面表示を行っておりませんので、当面は現状で様子を見ていただきたいと考えております。	市民サービスG、土木・公園G
	登別本町2町会	1 学園通りから円山通りまで、速度規制標識を設置してほしい（進捗状況の確認)	札幌方面室蘭警察署へ照会し、次のとおり回答がありましたため、要望箇所の速度規制は難しいものと考えます。 以下、札幌方面室蘭警察署からの回答です。 『学園通りから円山通りまでの車の速度規制については、速度規制の上申等を行い、同所に対する実地調査等を警察本部規制課と合同で実施した結果、現在の交通事故発生状況、規制区間及び交通量では、速度規制によるドライバーの速度抑止意識につながらないことから、物理的デバイス（歩道防護柵（ガードレール等）、ハンブ（道路上に低いカマボコ形の障害物を設けたり、路面の一部を盛り上げて舗装することによって、道路の横断方向に幅3-5m、高さ10-15cm程度の出っ張りや設けることで運転者にスピードの低下を促す舗装）、狭さくなど）の設置等により歩行者の保護を図っていただきたい。』	市民サービスG
6	登別本町2町会	2 学園通りに面している住宅の垣根が伸びているので、剪定を指導願いたい	庭木の剪定について文書により指導を行い、後日、現地確認を行いました。剪定が十分に行われていないため、再度、剪定の指導をさせていただきます。	土木・公園G

平成27年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名等	課題・要望内容	回答	担当G
	登別本町2町会	4 登別本町2町会公園内の水はけ改善（暗渠設置）	雨天時に現況を確認しましたところ、緊急的に対策を講じる必要性が認められませんが、今後は経過観察を続けてまいります。	土木・公園G
	登別本町2町会	5 登別本町2丁目4-6付近空地の笹伐採	本要望と前後して、4月30日（木）に市民協働グループを通じて町会長から依頼を受けていたため、当グループで土地所有者に草刈対応の依頼を行っていましたが、7月3日（金）に現地確認の結果、草刈りが終了していることを確認しました。	市民サービスG
	すずらん団地町内会	1 幸町3丁目15付近の市道の舗装	舗装工事については、次年度以降の市道舗装排水事業の実施計画に取り入れ予算要求してまいります。 今年度は、道路と民地の境界が不確定な箇所での用地測量を実施し、道路区域を確認したいと考えております。	土木・公園G
7	すずらん団地町内会	2 町内会内の廃屋撤収	本老朽危険家屋につきましては、現地確認及び登記簿謄本を取得し、所有者等を確認しておりますが、債権者による抵当権設定等に変化はございませんでしたので、現段階では対応が引き続き難しい状況であります。今後も本老朽危険家屋の対応につきましては、継続協議させていただきます。 また、平成27年5月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたことにより、空家等の対策について国の施策等の動向や空家等への対応事例を注視するとともに、本市においても推進していきたいと考えています。	市民協働G
	すずらん団地町内会	3 老人憩の家『すずらんの家』前の土地にある産業廃棄物や使用済み家電製品の撤去	平成24年5月22日、産業廃棄物を所管する北海道胆振総合振興局において、同振興局産業廃棄物担当者、市担当者、廃棄物の排出者による三者面談を行い、当該地の改善計画を求めたところ『産業廃棄物及び家電製品の取扱いに関する改善計画書及び工程表』の提出がありました。 また、平成25年5月9日に、再度三者面談を行い、残された廃棄物の処理方法や、家電製品の処理方法等の指導を実施しましたが、改善計画書及び工程表に基づいた完全な状態ではないことから、重ねて、北海道胆振総合振興局が廃棄物の排出者を指導しました。 平成26年5月22日に北海道胆振総合振興局に連絡したところ、6月20日から一週間かけて廃棄物の処理をする旨の電話が廃棄物の排出者からあったことから、同振興局と市において確認した結果、実施されていませんでした。 同年10月21日にも指導しましたが、実施されていませんでした。 平成27年6月1日に再度三者面談を行い、8月に以降に廃棄物の処理を行う旨確認を取ったことから、継続監視をし、今後も北海道胆振総合振興局と市で連携して、廃棄物の排出者に、産業廃棄物・使用済み家電製品が完全に撤去されるよう、指導してまいります。	環境対策G
	幌別鉄南第7町内会	1 セブンイレブン幌別5丁目店駐車場近辺の交通事故防止への対策（駐車場前道路への縁石切り上げなど）	町内会長とのヒアリングの際に、「町内会としてセブンイレブンさんと協議を行っている」旨お話がありました。7月3日（金）に現地確認の結果、セブンイレブンさんにより、「通り抜け禁止」の看板2基が設置されていることを確認しました。	市民サービスG
9	千歳町内会	1 うぐいす1号橋～2号橋間の河川防護柵（木造）の腐食・倒壊への対応	管理者である北海道に要望を連絡したところ、北海道より、『日頃より、地域の皆様におかれましては、河川環境整備についてご理解とご協力を頂きありがとうございます。岡志別川の既設木柵については、経年変化、老朽化等により腐食していることは十分承知しており、地域住民の方にはご不便、ご心配をお掛けしていること誠に申し訳ございません。うぐいす1号橋から2号橋区間は、早急に現地確認し、緊急的に補修（応急措置）を実施いたします。現在、登別市内の管理する河川の木柵については、予算の範囲内で計画的に既存の木柵を撤去し、鋼製の柵に順次取り替えているところであり、岡志別川についても、順次柵の取り替えができるよう予算要望をしております。』との回答を受けました。市としましても、柵の取り換えを出来るだけ早めに行って頂くよう北海道へ要望して参ります。	都市政策G
	緑ヶ丘町内会	1 市道常盤30号線で凍上、雪害の影響により段差が生じ通行に支障となっているので、根本的改良を要望します	常盤30号線については、改良等の処置が必要であると考えておりますが、今年度から、町内会要望の中で優先性の高い常盤23号線の改良に着手する計画であり、当市の財政事情から同一町内会からの要望を同一時期に複数箇所実施することは難しい諸事情であることについてご理解願います。 なお、要望につきましては、市道舗装排水整備事業の改良実施計画に取り入れ順次、予算要求してまいります。	土木・公園G
10	緑ヶ丘町内会	2 千歳町3丁目の道路（町内会唯一の未舗装道路）に雨水排水用の側溝を作ってほしい	千歳町3丁目の砂利道の解消については、 ①一部、道路用地の幅が4m以上確保できない箇所があり ②道路用地に出ている個人所有物件の解消が必要 ③排水流末側の確保と整備が必要 以上の3点の問題点を踏まえ、排水整備だけでも進めることができないか、検討したいと考えております。 また、道路補修等については、路面上状況が著しく悪い場合、砂利の補足や路面補正など、随時検討してまいります。	土木・公園G
	常盤町内会	1 常盤橋から上流側200m位、河川敷に雨水がたまり歩きにくい	来馬川の河川環境整備について所管する北海道に要望を連絡したところ、北海道より次のとおり回答を受けました。 『当該通路は河川管理用の通路として位置づけられておりますのでご理解願います。今後、河川管理上支障がある場合には対処して参ります。また、柏木人道橋付近の通路拡幅については、河川敷地に余裕がなく実施することは困難な状況です。』	都市政策G
中央地区	常盤町内会	2 常盤町1丁目7-4から5-2にかけて道路の凹凸補修	n o . 2、n o . 4、n o . 7の要望については、将来的に全面的な改修が必要な箇所と考えておりますが、現在の市内での道路改修への要望が多いため、当面は必要に応じて舗装のパッチングなどの補修で対応したいと考えておりますので、ご理解願います。 なお、当市の財政事情から同一町内会からの要望を同一時期に複数箇所実施することが難しい事情であることから、要望されている箇所について、町内会で示されたn o . 2、n o . 4、n o . 7の順番で、順次、市道舗装排水整備事業計画に取り入れ予算要求してまいります。	土木・公園G
	常盤町内会	3 常盤町1丁目4-5敷地から道路上にはみ出した樹木の剪定指導	今後、管理用通路の車両等の走行に支障がある場合は、地域住民の方とお話して参りたいと考えております。	市民サービスG、都市政策G
	常盤町内会	4 常盤町2丁目から3丁目への階段（中学校通学路）修繕	常盤町内会要望2の回答の通り	土木・公園G
	常盤町内会	5 常盤町2丁目から3丁目への階段（老人憩の家『百寿の家』から3丁目へ）の補修	一部木材の腐食している部分がありましたので、本年7月に部分的な修繕を行います。	土木・公園G
	常盤町内会	6 常盤町4丁目2-1から東通へ合流する際の見通しが悪い	現地確認を行い、N T Tの電柱があることを確認したため、カーブミラー設置についてN T Tに問い合わせたところ、「電話線工事の関係もあり、カーブミラーの共架については一切許可していない」との回答がありました。 また、自立柱によるカーブミラーの設置については、要望箇所の道路幅が狭く、カーブミラーの設置により大型車等の通行に支障をきたす可能性も考えられるため、カーブミラーの設置は難しいものと考えています。 なお、交差点の通行に関しては、引き続き徐行等により対応されるようお願いいたします。	市民サービスG

平成27年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名等	課題・要望内容	回答	担当G	
幌別西地区	常盤町内会	7 常盤町5丁目22-2から24-1にかけて道路の凹凸補修	常盤町内会要望2の回答の通り	土木・公園G	
	常盤町内会	8 来馬川の水深が平成25年10月の増水で浅くなり、洪水の危険性が増している	来馬川の河川環境整備について所管する北海道に要望を連絡したところ、北海道より次のおりの回答を受けました。 『昨年同様、町内会と相談しながら、河道掘削や伐木等を計画的に進めていきたいと考えています。』 市としましても、現状を確認しながら、今後とも北海道へ要望して参ります。	都市政策G	
	常盤町内会	9 老人憩の家『百寿の家』看板の老朽化に伴う対応	①東通り沿いにある看板については、道路の拡幅工事の際に改めて検討したい。 ②もう一つの看板については、腐食してきており不安定な脚部について、垂木で補強します。	市民協働G	
	常盤町内会	10 (町内会区外案件) 労働福祉センター前交差点の夜間の暗さ対応	規定の照度を満たしているところでありますので、ご理解願います。	市民サービスG	
	常盤町内会	11 河川敷広場を一部私有化している住民への指導	一部個人的に耕作等を行っている箇所がありましたので、撤去するよう指導いたします。	土木・公園G	
	12	中央栄町内会	1 東公園フェンスの取り換えまたは塗装	東公園のフェンスについて確認したところ、コンクリート製の支柱は風化が進み一部に割れがあり、鉄製の横パイプが外れている箇所があるなど、老朽化が著しく安全が確保できていない状況にありました。 これを改築するには、多大な費用が必要となり、これだけ老朽化が進んでいる状況にあっては、塗装することも困難でありますので、外れている部材を撤去するなど安全確保に必要な措置を6月に実施しました。	土木・公園G
		中央栄町内会	2 東公園北側市道の舗装	道路用地に出ている個人所有物件が解消しましたので、次年度以降の市道舗装排水整備事業の改良実施計画に取り入れ予算要望してまいります。	土木・公園G
		中央栄町内会	3 中央町1丁目14-5から14-21にかけての側溝修繕、越境確認	当面の対応として、必要に応じて側溝蓋の取替え補修等、随時検討してまいります。	土木・公園G
	13	新和会	1 富士会館～市民会館道路の凹凸改修	常盤通りについては、将来的に歩道を含めた改修を図りたいと考えておりますが、用地問題や当市の財政事情から時間がかかり早期での実施が難しい状況であります。 しかしながら、年々路面の状況が悪くなっていることから、舗装（オーバーレイ）工事による対応に向け予算要望を行ってまいります。	土木・公園G
		新和会	2 富士会館～市民会館道路の排水への対応（排水溝が道路より高い）	また、道路に穴があいている所があれば部分的な補修で対応いたします。 富士51号線（横通り）については、改良の必要性があると判断されますが、冠水地区に位置しており、排水施設等の検討に時間を要するため、当面は危険な箇所について常時補修で対応したいと考えております。	土木・公園G
	14	香風町会	1 道路全体の舗装に亀裂大、冬季には亀裂からの浸透水による凍結で路面に凹凸が発生。更に道路の一部に沈下あり。マンホールの外周に凹凸あり。歩道縁石の破損多数（全9件）	④⑤⑨については、実施設計済みであり、今後、町内会と施工上の問題を協議しながら、順次次年度以降の工事実施に向け予算要望をしていきたいと考えております。 その他の路線についても、改良・舗装等の処置が必要であるとと考えておりますが、当市の財政事情から同一町会からの要望を同一時期に複数箇所実施することが出来ない諸事情であることをご理解いただき、④⑤⑨の実施後に市道舗装排水整備事業計画に取り入れ予算要求してまいります。 また、道路に穴があいている所があれば部分的な補修で対応いたします。 ③については、舗装摺付により補修しました。	土木・公園G
15	西団地町内会	1 団地内は空き住宅が多く、周辺の環境が悪いほか、除草・除雪・ごみなど問題点が多い。また、団地解体との風評が出ており不信感を抱く。新築・移転であれば早めに情報を。	幌別西団地は建設から45年が経過しており、老朽化が著しく適切な維持管理が困難となっており、幌別西団地については特に空き家が多いことから、現地調査を行いながら可能な範囲の中で対応してまいりたいと考えております。	建築住宅G	
	西団地町内会	2 おでかけバスの助成をしてほしい	「おでかけバス」は、道南バスが室蘭市・登別市・伊達市に在住する満65歳以上で無職の方、又は運転免許証を返納された方を対象に、1ヶ月5,500円、3ヵ月16,500円で販売されております。 この「おでかけバス」とは別に、室蘭市では満70歳以上の方を対象に「ふれあいバス」を市が助成することにより、1ヶ月3,700円、3ヵ月11,100円で販売されております。 登別市においても、高齢者の社会参加や健康増進のため、「ふれあいバス」に平成15年度から平成17年度までの3年間助成してまいりましたが、利用率の低下等により補助金等検討委員会の答申を受け廃止した経緯があります。 現時点では「おでかけバス」「ふれあいバス」といった高齢者割引定期券への市からの助成は考えておりませんが、高齢者世帯の増加や生活環境の変化等から、自動車以外の高齢者の移動手段を確保することは重要なことと考えておりますので、その方法等について検討してまいります。	社会福祉G、高齢・介護G	
	西団地町内会	3 周辺空地にある放置自転車、冷蔵庫等各種への対応	団地敷地内に放置されている自転車や大型ごみ等の対応については、春と秋に実施しているクリーン作戦を活用しながら町内会で対応していただいております。 放置されているとはいえない個人の所有物であるため、所有者の調査等を行い処分する必要がありますと考えられますので、現状の確認や所有者調査の実施にあたり、町内会に協力してまいりたいと考えております。	建築住宅G	
	西団地町内会	4 団地内の空き住宅の除草・除雪について	空き住宅の周辺を含めて除草・除雪等については、入居者及び町内会で対応していただいておりますが、幌別西団地については特に空き家が多いことから、現地調査を行いながら可能な範囲の中で対応してまいりたいと考えております。	建築住宅G	
16	さくら団地自治会	1 団地内市道舗装等の整備に関する事項（舗装状況の点検調査と評価、舗装状況等の劣化損傷の改良補修について）	現地を確認したところ、部分的に水道・下水道等の埋設後の段差及び舗装の亀裂が部分的にある状況ではありますが、写1については、蓋の取替をする状態ではないと判断しましたので、経過を見たいと思います。 写12、写13については、来年度に改良を予定していることから現状で様子見とさせていただきます。 なお、応急処置の必要がでてきたときには補修で対応いたします。 その他の要望箇所については、補修で対応いたします。 また、道路に穴があいている所があれば部分的に補修で対応いたします。	土木・公園G	
	さくら団地自治会	2 団地内「のぞみ公園」周囲の排水溝の洗浄対策について	土砂が多い部分については清掃いたします。	土木・公園G	

平成27年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名等	課題・要望内容	回答	担当G	
青葉地区	さくら団地自治会	3 青葉地区河川の整備について（青葉地区連共通課題として）	平成22年にヤンケシ川、平成23年から平成26年にかけて徳消川の浚渫工事を行っており、今年度につきましては上鷲別富岸川の浚渫工事を進めております。今後につきましても、各河川の状況に応じ随時浚渫作業を検討してまいりたいと考えております。	土木・公園G	
	西川上町内会	1 桜木町市職員住宅付近の排水升への対応（道路より上に盛り上がっている）	①市道設置分 《回答》（担当：土木・公園グループ） 雨水枡が高いので、補修対応いたします。 ②市職員住宅敷地内設置分 《回答》（担当：人事・行政管理グループ） 市職員住宅敷地は道路に比べ全体的にかさ上げされていることから、当該排水升について道路との段差を解消することは困難であります。（縁石設置） しかしながら、桜木婦人研修の家や桜木の家の利用者が、隣接する市職員住宅敷地内の排水升で踏かないよう、市職員住宅敷地内での段差を解消するための補修を行いました。	人事・行政管理G、土木・公園G	
	西川上町内会	2 『桜木婦人研修の家』の存続（『公共施設整備方針（案）』では廃止となっているが、地域の中心的公共施設として存族を要望）	公共施設整備方針（案）において、「桜木婦人研修の家」は老朽化が著しいことから、その機能を隣接する「桜木の家」に移転し、「桜木婦人研修の家」は廃止することとしております。 このため、将来的に公共施設としての「桜木婦人研修の家」は廃止することとなりますが、廃止後に建物を西川上町内会の集会所として活用していきたいとのことでありますので、建物の譲渡を検討してまいります（公共施設整備方針（案）は変更なし）。 なお、建物を譲渡した場合、その後の維持管理経費については、西川上町内会において負担することとなります。 ※建物を譲渡する場合は、町内会名義で登記が可能となるよう地方自治法第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けなければなりません。本市においては認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について定めた条例がないことから、条例の制定が必要となります。	人事・行政管理G、社会教育G	
	新登津町内会	1 川上路線歩道沿いの縁石を補修整備してほしい	昨年度、特に状態の悪いものについて、縁石の取替えを行いました。 今回、現地の状況を確認しましたが、昨年度ほどの状態ではないと判断しましたので、経過を見させていただき、必要に応じて対応したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。	土木・公園G	
	新登津町内会	2 川上路線支線の道路整備（マンホールふた周辺や道路凹凸等）	①下水道グループにより、桜木2丁目7番地付近2箇所、緑町2丁目8番地付近3箇所の補修を行いました。 ②現在のところ大きな凹凸がない状況であり、お話から冬場の凍上による段差が生じているものと考えられることから、冬場の状況により対応など検討したいと考えておりますので、状況が酷い場合は、町内会から情報をお願いします。 ③補修いたします。	土木・公園G	
	緑町団地町内会	1 徳消川の堆積土砂の除去	平成23年から平成26年にかけて特に土砂の堆積が多かった徳消川の下流側の浚渫工事を行っており、要望箇所については、土砂溜りを確認したところ約15cm程度であり緊急的な浚渫が必要でないと判断いたしましたので、今年度につきましてはみさせをさせていただきます。また、市が管理する河川については定期的な浚渫は行っておりませんが、今後につきましても、河川の状況に応じ随時浚渫作業を検討してまいりたいと考えております。	土木・公園G	
	緑町団地町内会	2 2丁目広場の樹木伐採（桜と松）	緑町2丁目広場の桜の木は枯れかかっており、倒木の恐れがあり、松の木は、枝の大部分が、民地に張り出しており、樹高も高く移植も困難でありましたので、6月に伐採いたしました。	土木・公園G	
	若緑町内会	1 若山18号線の歩道拡張、整備	当該路線は道路敷地の余裕がないことから歩道拡張・設置となると用地買収など大規模な改修工事となり、今の市の財政状況では早期な対応は難しいと考えております。ただし、現状で歩道幅員が少しでも確保できるよう、歩道上の草や土砂取りを実施します。	土木・公園G	
	富岸地区	汐平町内会	1 域内道路が大雨の際に冠水するので、その対処	状況をお聞きしたところ、平成23年度の大雨時以降に冠水は確認していないとのことから、現状、確認している山側からの流水の処理について検討したいと考えております。	土木・公園G
		汐平町内会	2 線路側道路及び川沿い道路の整備	将来的に改修は必要となると考えておりますが、市内での道路改修工事の要望が多く、当市の財政状況から当該路線の早急な改修は難しい諸事情であります。なお、川沿いの道路に関しては水溜り・段差が見られたことから舗装の擦り付けにより補修を行いました。また、27-64住宅前の水溜りの対応も検討致します。	土木・公園G
富岸町内会		1 富岸青少年会館付近の道路に横断歩道や標識、ミラーの設置を要望（カーブ手前で減速を促すロードマークの検討状況等）	本件については、ヒアリングの際に、過去からも札幌方面室蘭警察署へ照会しているが、「現場道路の歩道と住宅駐車場出入口の状況から、横断歩道として歩行者滞留場所が設置出来ないため、横断歩道新設は出来ない。速度規制についても難しい」との回答をいただいている旨説明してまいりました。 今回につきましても、札幌方面室蘭警察署へ照会しましたところ、要望のありました道路における横断歩道の設置及び速度規制については難しいとの回答がございましたが、次のとおり「ゾーン30計画」に関する提案がありましたので、町内会で協議いただき、設定について検討いただきたいと思います。 以下、札幌方面室蘭警察署からの回答です。 「横断歩道の設置を要望場所である交差点の周辺は車両の出入り口が多く、横断歩道の設置が困難な状況にありますが、道路標示の設置等により横断場所の注意喚起を図ることで横断者の安全確保を図っていただきたい。現在、区域を定め速度抑止(30km/h)を図る取り組み(ゾーン30計画)が各地域で推進されていますが、当該地域のガイドラインに合致していると思われるので実施を検討していただきたい。なお、道路管理者、地域住民、公安委員会の同意による推進が必要不可欠であるため、調整・協議が必要となります。 ※ゾーン30計画は、地域に定着したとして、平成28年度に整備を終了します(平成27年度中(平成28年3月まで)の申し込み)ので、実施の可否を調整願います。 ※一路線の速度規制のみの実施については、事故発生、規制距離、交通量及び十分な速度抑止の体制の確保等からの問題があり、設置までには至らないと思います。」	市民サービスG	
富岸町内会		2 富岸町3丁目42付近（高速道路下）から学田通りまでの歩道の新設	現在の道路幅から、用地幅も足りなく歩道を設置することは難しく、別ルートとして検討した開発行為内での用地確保も出来ない状況であり、早急な歩道設置は難しいところであります。将来的に歩道設置の必要性は理解しますが、応急的な対策として車道幅員を狭めて歩行者の通行できる路肩を確保するための外側線を引くことを今年度行ってまいります。	土木・公園G	
富岸町内会		3 富岸川、西富岸川の整備と河川防護柵について	河川環境整備について所管する北海道に要望を連絡したところ、北海道より次のとおりの回答を受けました。 『日頃より、地域の皆様におかれましては、河川環境整備についてご理解とご協力を頂きありがとうございます。 河道内の伐木については、計画的に実施できるよう今後も予算要望して参ります。また、流下阻害となる支障となる流木等がある場合は早急に対応いたします。 既設の木柵については、経年変化、老朽化等により腐食していることは十分に承知しており、地域住民の方々にはご不便、ご心配をお掛けしまして誠に申し訳ございません。富岸川につきましては、現在実施している工事で完了させる予定です。また、西富岸川も同様に、順次柵の取り替えができるよう予算要望して参ります。』 市としましても、現状を確認しながら、今後とも北海道へ要望して参ります。	都市政策G	

平成27年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名等	課題・要望内容	回答	担当G
23	富岸町内会	4 富岸町3丁目9番地付近(亀田記念公園裏)の私道への除雪対応(昨年度は市道認定の上での除雪対応を要望)	現在、市道除雪に合わせての私道の除雪は行っておりません。私道の除雪に関しては個人にて業者依頼するなどの対応をお願い致します。	土木・公園G
	富岸町内会	5 富岸町3丁目43番地付近～102番地付近道路凍結時対応のため。塩カル・砂等の設置	砂箱設置は坂道を中心に行っており、当該路線については条件を満たしていないため設置は難しい場所です。平成25年度から貴町内会にも参加していただいております凍結防止剤散布ボランティアの中で対応をお願い致します。	土木・公園G
	富浜町内会	1 栄町4丁目15～25の下水道グループが管理する通路を車両通行可能な市道路線にしたい	下水道の管路用地については、平成11年に北海道の海浜地を借り受けたもので、そのときに、市道用地として借り受けできない協議を進めておりましたが、許可は難しいとの回答でしたので、再度、北海道と協議して参ります。また、個人所有の土地があり、その土地についても取得が難しい土地ですが所有者と再度協議して参ります。	土木・公園G
	新生北町内会	1 新生町4丁目23 新学田通への手押し信号機設置について	本件について、札幌方面室蘭警察署へ照会し、次のとおり回答がありましたため、押しボタン式信号機の設置は難しいものと考えます。 「下、札幌方面室蘭警察署からの回答です。 「前後200m以内に信号機交差点が設置されているため、新設信号機の設置は難しいと考えます。道路改良工事に伴う横断歩道の移設は考えられますが、現在のところ新設・移設の話はありません。」	市民サービスG
24	新生北町内会	2 新生町5丁目30 橋の拡幅(一度現場を確認してほしいとの要望あり)について	当市には先に優先して補修を行わなければならない橋梁が多数存在しており、当市の財政事情から、当該橋の拡幅は早期に実施出来ない事をご理解願います。	土木・公園G
	新生北町内会	3 公園整備(なかよし公園へのトイレの設置、あおぞら公園内の水道施設及びトイレの設置)について	なかよし公園のトイレ、あおぞら公園の水道施設及びトイレの設置については、現在のところ財政上等の問題から難しいものであると考えますので、ご理解願います。	土木・公園G
	新生北町内会	4 新生町4丁目6番地付近へ街路灯の設置	市道の街路灯設置の選定は、交通量、歩行者の多い幹線道路・通学路との交差点部を優先的に選定しております。また、防犯上の措置については、防犯灯で対応する方法もありますので検討願います。	土木・公園G
	新生町三丁目町会	1 新生町2丁目1番地付近及び11番地付近道路の排水対応	降雨時に状況を確認し、修理方法を検討してまいりたいと考えております。	土木・公園G
26	新生町望洋町内会	1 主要道路の整備(①新生町5丁目1-1～1-7、②新生町5丁目22-2～22-9及び新生町5丁目22-2～旧高野台入口ゲート)	①新生町5丁目1-1～1-7 ②新生町5丁目22-2～22-9及び新生町5丁目22-2～旧高野台入口ゲート) 《回答》 ①今年度から道路改良工事を実施いたします。 ②市の財政事情から同一町内会からの要望を同一時期に複数箇所実施することが出来ないことから、①の要望箇所の工事終了後となります。	土木・公園G
	新生町望洋町内会	2 新生町5丁目5-7の交差点中央部の部分補修	次年度以降、上記①の工事と併せて道路改良工事をしていく予定であります。	土木・公園G
	新生町望洋町内会	3 新生町5丁目7-1～7-8道路の土手側排水溝の修繕	排水側溝が破損している箇所を、下流側から随時補修してまいりたいと考えております。	土木・公園G
	新生町望洋町内会	4 新生町5丁目13-3付近への徐行看板の設置	本件については、ヒアリングの際に水口会長と協議し、その後「危険 事故多し スピード落とせ」の交通安全看板を、町内会の責任において設置するようお願いし6月24日(水)に貸し出してあります。 なお、当Gにおいて、7月3日(金)に要望箇所へ看板が設置されたことを確認しております。	市民サービスG
27	ありあけ町内会	1 楡の木公園出口の信号機をセンサー式にしたい	本件については、ヒアリングの際に、過去からも札幌方面室蘭警察署へ照会しているが設置はできないとの回答をいただいている旨回答しておりました。 今回につきましても、札幌方面室蘭警察署へ照会し、次のとおり回答がありましたため、センサー付き信号機への変更は難しいものと考えます。 以下、札幌方面室蘭警察署からの回答です。 「楡の木公園出口に設置されている押しボタン信号機の設置の目的については、歩行者を横断させるために設置されており、歩行者の横断時に使用している。右左折を行う車両に対する信号機の設置については、対面信号機等の設置を考えると右折・左折車両のために主要幹線道路を頻りに停車させる状況になるため、同種の信号機設置は難しいと考えます。」	市民サービスG
	ありあけ町内会	2 津波等の災害時の避難経路の確保	国道36号と道道上登別室蘭線を結ぶ道路ネットワークの観点から、また、津波災害による避難の際には、地域住民の方や国道利用者の避難路として寄与することも含めて、若草町～若山町の区間において、立体交差橋によるJR室蘭本線を横断するさらなる手段が必要であると考えております。 ただ、立体交差橋の事業化につきましては、現道の位置関係からその建設にあたって種々の制約があること、近隣住宅地への影響及び多額の事業費となること等、大きな課題があることを踏まえながら検討していく必要があります。 前述のとおり立体交差橋の建設には多額の費用が掛かるため、市の事業で行うことは非常に困難であることから、本件につきましては、その事業化へ向けて、平成26年度より室蘭地方総合開発期成会等を通じて北海道に対し要望を行っているところです。 今年度についても引き続き立体交差橋の実現に向けて要望を続けて参りたいと考えております。	総務G、都市政策G
28	若草町内会	1 若草町3丁目25番地、5丁目34番地、6丁目1番地間のT字路の改良	交差点付近の横断排水や路盤改良の計画をしております。	土木・公園G
	若草町内会	2 若草町3丁目20,21番地と5丁目27,30番地の変則交差点の道路改良	当該変則交差点については、将来的な道路改良工事とあわせて計画をしております。当面は、補修の中で対応したいと考えております。	土木・公園G
	若草町内会	3 若草町3丁目23-3横の上鷺別富岸川沿い山側鉄橋の修繕	今回の要望区間については、傾き等の補修を行います。工事の際に若草町3丁目23番地3宅の方にも、敷地内での作業についてご理解願います。	土木・公園G

平成27年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名等	課題・要望内容	回答	担当G
美園 ・ 若草地区	若草町内会	4 めばえ公園東側十字路(若草町4丁目2,4,9,10番地間)の道路の改良(暫定的に補修)、改良実施計画への登載	①集水桝の溜流水(4箇所) ②排水路溜流水横断管(閉塞?暗渠管) ③排水路(縦断トラフ)溜流水 ④排水縦断勾配不均等及び横断方向傾斜 ⑤舗装部(表層面)水溜り部分あり ⑥毎年寒冷時期に人孔周りの舗装路盤隆起 《回答》 ①②③については、8月に清掃作業を行い対応いたします。 ④⑤⑥については、今年度から実施を予定しています圧送管布設工事の際に検討していきたいと思っております。	土木・公園G
	若草町内会	6 若草望洋広場(若草町6丁目26)への遊具等設置(滑り台、ベンチ)	若草望洋広場へのすべり台の設置については、現在のところ財政上等の問題から難しいものと考えておりますのでご理解願います。 ベンチについては、6月に木製のベンチ2基とテーブル1基を設置いたしました。	土木・公園G
	旭ヶ丘町内会	1 美園町4丁目24~26番地の坂道両側にある巨木を伐採してほしい	今年度から、予算の範囲内にて伐採を実施いたします。伐採が必要な木とその優先順位について決定する際に、現地立会をお願いいたします。また、市が道路管理上支障となると判断した木についても伐採の対象とします。	土木・公園G
	旭ヶ丘町内会	2 秋口に側溝の落ち葉除去をお願いしたい(美園町4丁目15~17番地)	側溝の詰まり状況を確認し除去をしておりますが、引き続き町内会の皆様のご協力をいただくと大変助かります。	土木・公園G
	旭ヶ丘町内会	3 美園町4丁目11-1~5丁目5-1 松木商店から西尾建設までの道路の冬期間排雪をお願いしたい	状況を確認して必要に応じて実施します。一時的な堆雪についてはご理解ください。	土木・公園G
	旭ヶ丘町内会	4 カーブミラーの設置(3カ所)①美園町4丁目24~26付近②4丁目11-1前③4丁目18旭ヶ丘公園前	①美園町4丁目24~26付近へ一時停止線の敷設と一時停止の公安委員会標識の新設 ②4丁目11-1前へカーブミラーの設置 ③4丁目18旭ヶ丘公園前へカーブミラーの設置 《回答》 ①「一時停止線」の設置については、土木グループに確認したところ、設置の予定はないとの回答がありました。また「一時停止」の公安委員会標識設置について、札幌方面室蘭警察署に伺ったところ、次のとおり回答がありましたため、標識設置は難しいものと考えています。 また、町内会により「止まれ一時停止」の交通安全看板を既に設置しているため、公安委員会の「一時停止」標識については必要ないものと考えています。 以下、札幌方面室蘭警察署からの回答です。 「現在、規制標識の設置については、交通量・事故発生状況・事故原因・道路環境等の状況により設置決定していますが、要望場所の通過車両が限られた車両(特定居住者)であれば、そこに居住している運転者に対する危険場所の広報及び道路標示による交差点の明確化(ドット線の表示)を検討していただきたい。」 ②現地調査したところ、交通量も比較的多く、見通しが悪い箇所であることを確認しましたので、今後、カーブミラーの設置について検討していきたいと思っております。 ③現地調査したところ、カーブミラーを設置できる北電柱がなく、かつ道路幅も狭いため自立柱による設置も、大型車等の通行に支障をきたすことが考えられるため、カーブミラーの設置は難しいと思っております。 なお、要望のありました交差点には、町内会独自で「危険 子ども飛び出し注意」の交通安全看板を設置している現状にありますので、通行する際には引き続き徐行により対応いただようお願いいたします。	市民サービスG
	美園町会	1 美園町6丁目5-1前坂道及び5-21横坂道への手すり設置及び改修	要望の聴取時に、新設より改修を優先したいとお話を伺いましたので、改修に向けて現地での聞き取りを行っています。 しかしながら、既設の手摺の基礎は劣化が著しく、手摺のみを取り替えることができないこと、また、施工に際しては手摺の民地側の法面にも影響を及ぼすため、土地所有者と協議を進めながら検討してまいります。	土木・公園G
	美不二町会	1 市道の補修関係(美園町6丁目22-2、28-1~27-1、30-8~31-1、32-4~32-5)	①美園6丁目22-2前の道路 ②美園町6丁目28-1~27-1の道路が波を打っている ③美園町6丁目30-8、31-1の道路の補修 ④美園町6丁目32-4の一部と32-5のカーブ全体の舗装修繕 《回答》 ①道路のみではなく民地側の要因も考えられますので、補修方法を検討中です。 ②路面の一部に波打ち状況がみられましたが、一般的に危険性は高くはないと判断しましたので、現状のまま様子を見させていただきたいと思っております。 ③④舗装の劣化状況を確認しましたが、緊急性は低いと判断しました。経過を観察し、さらに状況が悪化した場合は、舗装補修により対応したいと考えております。	土木・公園G
	美不二町会	2 側溝の修繕及び汚泥の除却	①側溝のマスの修理について ②道路側に穴が開いており、中の土も流失しているものがある。 ③水が流れない側溝があり、土砂・草が生えている箇所がある。 ④水の流れていない箇所を含めて、泥の撤去をしていただきたい。 ⑤第3騒別橋の向かいの側溝の泥の撤去 ⑥側溝のふたがない箇所と破損している箇所についての取り替え 《回答》(担当:土木・公園グループ) ①弊の継ぎ手が壊れているものと、周囲に隙間があるものについては補修済みです。全く動かないものに関しては、通常時は開ける必要がないことから、開けられるようにはしていません。 ②補修済みです。 ③側溝の表面の土砂・草については宅地からの流出が主な原因と考えられますが、水を排水する機能は果たしておりますので、現状のまま様子を見たいと思っております。 ④多少の土砂溜まりは確認されましたが、現状は排水能力にさほど影響はないと判断しました。今後さらに土砂が溜まり排水に支障を生じるようであれば、排水清掃を実施することも検討したいと考えております。 ⑤側溝の清掃を実施しました。 ⑥取り替えをしました。	土木・公園G
	美不二町会	3 美園町6丁目住宅裏の擁壁について(個人が擁壁の修理で裏山の土砂を取り除く際に問題が起きないか、山が押しして住宅に被害が出た場合は財務局は責任を取ってくれるのか)	平成27年6月11日(木)に財務局と現地立会し、次のとおり回答を得ました。 【以下 財務局見解】 3. 隣接地(対象地北側)の土砂状況や対象地の樹木傾斜状況から、ここだけ土砂が動いているということは考えにくい。 また、裏側擁壁は、対象地の有効宅地を広くするため、個人が自然崖(地山)を切土して擁壁を構築したのではないかとと思われる。 (対象地裏側擁壁と北側擁壁の表面や厚さが同様であることから、宅地造成時に同時に構築したものと推測できる) 個人が自然崖(地山)に擁壁を構築し、それが土圧により傾いたのであれば、擁壁の構造にも問題があり個人で修繕することが妥当と考えられる。 したがって、隣接地の状況などを総合的に勘案し、擁壁崩壊による被害に対して国が補償することはありません。 なお、個人が擁壁背面の土砂を取り除くことに関しては問題ありません。 4. 当該枝については、平成25年度に枝払いを行った際から確認はしていたが、住宅への接触もなく屋根からの距離もあることや景観的な観点から住人の了解のもとに現状のままとした経緯があります。	契約・管財G
	美不二町会	4 山側に面した住宅にかかる木の伐採について、引き続き伐採をお願いします(美園町6丁目の住宅の屋根に一部かかっている)	同上	契約・管財G

平成27年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名等	課題・要望内容	回答	担当G
33	美不二町会	5 公園横の散策路の階段を補修してほしい	所管する北海道に要望を連絡したところ、北海道より次のとおりの回答を受けました。 『日頃より、地域の皆様におかれましては、河川環境整備についてご理解とご協力を頂きありがとうございます。 美園町6丁目の公園（美不二広場）横の散策路の階段及び木柵等につきましては、経年変化、老朽化等により腐食していることは十分に承知しており、昨年度は部分的な補修を行いました。全面的な改修を行うのは困難な状況ですが、今後も通行等に支障がある箇所については、部分的な補修を実施いたします。』 市としましては、現状を確認しながら、今後とも北海道へ要望して参ります。	都市政策G
	美不二町会	6 下水道の設置について、引き続き地権者と交渉をお願いしたい	地権者に対し継続して交渉していきます。	下水道G
	桜ヶ丘町会	1 美園町6丁目34-2の市有地を車がUターンできるようにしてほしい	今年度、転回所の設置工事を行います。 工事期間は、7月～8月末です。	土木・公園G
	桜ヶ丘町会	2 美園町6丁目住宅前の沢から流れ出る水がU字溝の下を流れ、道路に流れ出ているので直してほしい	土手からの雨水は市道や市道脇（普通財産内）のU字溝で受けており、正常に排水されているものと考えます。 本件要望は土手にある畑（無断で市有地を畑として使用）を利用するにあたり、上記U字溝で雨水を受けるまでの間において、土手を登り降りする際に不便があるために改善要望されているものであり、土手の土地の利用がなければ、不便が生じる内容ではないことを理解していただきたい。	契約・管財G
	桜ヶ丘町会	3 美園町6丁目の土手からも水が出ているので直してほしい	土手からの雨水については、市道排水により正常に処理されていることから、対応の必要はないものと考えます。 なお、2、3ともに、市有地の無断使用についての対応は今後協議します。	契約・管財G